

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 5 3 号

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および
運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部
改正について

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならび
に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および
運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならび
に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例（平成 2 5 年函館市条例第 2 4 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 3 0 条第 1 項各号列記以外の部分および同項第 4 号，第 1 6 7 条
第 1 項各号列記以外の部分および同項第 3 号ならびに第 1 7 4 条第 1 項
第 1 号，第 2 号および第 4 号中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」
を加える。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，指定介護予防短期入所生活介護事業者等の職員の配置の基準に関する規定を整備するため